

継続して川口市に原動機付自転車等を置かれる場合について

原動機付自転車に付ける標識、かかる税金は、原動機付自転車を通常置かれる場所（＝定置場）の市区町村役場が管轄することになります。

あなた様は市外転出又は出国されましたが、原動機付自転車を引き続き川口市内に置かれる場合は、以下に記入、押印のうえ、川口市役所市民税課あてご提出ください。（ご家族の方の申告も可能です。）

キリトリ線

<<定置場申告書>>

キリトリ線

市外に転出しましたが、定置場は川口市内の下記の住所であることを申告します。

記

標識番号 _____ Q. 転出時から継続して川口市に車両を置いていますか。 A. はい・いいえ

※上記Aで「いいえ」の場合、川口市内に車両を置いていない期間をご記入ください。平・令 ____ 年 ____ 月頃～平・令 ____ 年 ____ 月頃

定置場住所 〒 _____ 川口市 _____

氏名 _____ TEL _____

↳ 《納税通知書など原動機付自転車に関する書類の送り先を変更したい場合のみ記入》

宛名人住所 _____

宛名人氏名 _____

※ 書類の送付先の変更ですので、車両の名義人は変更になりません。
名義変更の場合は別の手続きになります。